

## 重点目標3 安全な暮らしを守るために

## 想定外をも想定した地域防災対策の推進

## ■ 現状と課題

狭い平野部に人口が集中するわが国では、都市化の進展や山林の開発等と相まって災害の多様化・複雑化が進んでいます。一方、東日本大震災を契機に、防災に対する市民の関心は大きく高まっており、災害に強いまちづくりに加えて、災害発生時における迅速かつ的確な応急対策の確立が課題になっています。

本市では、台風や集中豪雨による浸水、土砂災害に伴う被害に加えて、台風による高潮災害や大雨による島田川の氾濫、土砂災害等が危惧されるとともに、最大で震度5強の揺れが想定される東南海・南海地震や津波など大規模災害を想定した対策も求められています。

こうした中、今後は、国や県の動向等も視野に入れながら、災害の予防、応急対策、復旧・復興対策などの総合的な防災体制の整備充実や公共施設等の耐震化を図るとともに、市民一人ひとりの防災意識のさらなる向上や、高齢者、障害者などの災害時要援護者への支援などを含めて、地域の防災力を高めていくことが必要です。

さらに、大規模災害を想定し、県や消防等との連携による広域的な応援・受援体制の推進や、災害ボランティアの応援・受援体制も踏まえた防災体制を構築していくことが必要です。

## ■ 基本方針

風水害、地震等の自然災害や産業災害など、あらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、災害の予防、応急対策、復旧・復興対策などの総合的な防災対策を推進します。

また、適切な役割分担のもと、地域の防災力の向上に努めるとともに、災害情報の収集や伝達、災害時要援護者に配慮した対策を推進します。

さらに、広範囲にわたる風水害や大地震などの災害警戒・発生時には、県や防災関係機関、各種福祉団体等との連携を図ります。

## ■ 政策展開の方向

## (1) 防災意識の醸成

自助・互助・共助を基本に、ハザードマップや出前講座、防災センター「あんしんねっと光」などを活用しながら、防災に関する意識や知識の普及啓発を推進します。

また、災害発生時において、市や防災関係機関及び住民それぞれが、迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災研修や防災訓練を実施します。

## （２）防災コミュニティの育成と連携強化

地域の被災を軽減するため、自主的な共助による防災活動を推進し、自主防災組織等の育成支援を図るとともに、関係者等との連携のもと、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難援助体制を強化します。

また、被災生活や復旧・復興をより円滑に行うため、災害ボランティアの育成・指導に努めます。

## （３）防災体制の整備充実

本市で想定される災害の規模等を検証し、「地域防災計画」の見直しを行うとともに、災害時における各種マニュアルやハザードマップの充実を図ります。

また、防災関係機関等と連携しながら、災害関連情報の収集や災害時要援護者に配慮した避難準備の情報提供が的確に展開できる仕組みを整備します。

さらに、避難生活物資・資機材等の計画的な備蓄や各種応援協定の締結に努めるとともに、災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止などを図りながら、大規模災害対策の充実に向け、広域的な受援体制の確保や、災害ボランティアの受入体制の整備を推進します。

## （４）災害に強い都市基盤の整備

災害時の防災拠点や避難場所の確保・整備を進め、河川改修や高潮対策、砂防・地すべり防止事業等の推進や危険ため池の整備、災害対策の拠点となる市役所本庁舎の耐震診断の実施などとともに、公共施設等の防火・避難対策やバリアフリー化を進めます。

また、災害時の市民の迅速な避難行動を支援するため、防災行政無線の整備を進めるとともに、上下水道などライフライン事業者との連携を強化し、防災力の向上に努めます。

## ■ まちづくりの指標

| まちづくりの指標          | 近況値（H23） | 後期目標（H28） |
|-------------------|----------|-----------|
| ①自主防災組織率（加入世帯の割合） | 58.9%    | 80.0%     |
| ②普段から災害に備えている人の割合 | 47.6%    | 70.0%     |
| ③「災害対策の充実」に関する満足度 | 20.0%    | 30.0%     |
| ④災害時要援護者への支援者の登録率 | 60.6%    | 88.0%     |

■ 主要な事業例

|                  | 後期        |          |        |     |     | 担 当                        |
|------------------|-----------|----------|--------|-----|-----|----------------------------|
|                  | H24       | H25      | H26    | H27 | H28 |                            |
| 防災知識の普及・啓発       |           |          |        |     |     | 防災危機管理課                    |
| 防災研修・防災訓練の実施     |           |          |        |     |     | 防災危機管理課                    |
| 自主防災組織の育成・支援     |           |          |        |     |     | 防災危機管理課<br>消防組合本部          |
| 災害ボランティアの育成・指導※  | 検討<br>    |          |        |     |     | 防災危機管理課<br>福祉総務課           |
| 地域防災計画           | 見直し<br>   |          |        |     |     | 防災危機管理課                    |
| 災害時要援護者支援体制の確立   |           |          |        |     |     | 防災危機管理課<br>高齢者支援課<br>福祉総務課 |
| 災害時避難マニュアル等※     | 検討<br>    |          |        |     |     | 防災危機管理課                    |
| ★土砂災害ハザードマップ     | 作成<br>    |          |        |     |     | 道路河川課                      |
| ★津波ハザードマップ       | 検討<br>    |          |        |     |     | 防災危機管理課                    |
| 防災情報携帯メールサービスの実施 |           |          |        |     |     | 防災危機管理課<br>広報情報課           |
| 各種団体等との災害応援協定の締結 |           |          |        |     |     | 防災危機管理課                    |
| 大規模災害対策の整備※      | 検討<br>    |          |        |     |     | 防災危機管理課                    |
| 防災行政無線の整備※       | 基本設計等<br> | 設備工事<br> |        |     |     | 防災危機管理課                    |
| 災害情報の収集・伝達手段の整備※ | 検討<br>    |          |        |     |     | 防災危機管理課                    |
| 防災備蓄品の整備充実       |           |          |        |     |     | 防災危機管理課                    |
| ★市役所本庁舎の耐震化      | 1次診断<br>  | 2次診断<br> | 検討<br> |     |     | 総務課                        |



## 重点目標3 安全な暮らしを守るために

## まちの安全を守る消防・救急体制の充実

## ■ 現状と課題

近年、都市化の進行や建築物の高層化等により、火災や自然災害の多様化・複雑化が進むなど、消防行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、本市では、高規格救急自動車や救助工作車、防火水槽をはじめとした消防防災施設・設備の整備を進めるなど、消防力の充実強化を図ってきましたが、あらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、引き続き、消防施設の計画的な更新や災害予防の普及啓発などに努める必要があります。

また、救命率のさらなる向上を図るため、救急救命士の育成や救急・救助隊員の教育訓練、また関係機関との協力体制の強化を図るとともに、高齢者をはじめとする災害時要援護者等に配慮した対策の推進やAED（自動体外式除細動器）の普及を進めていくことが必要です。

さらに、消防救急無線のデジタル化など時代に即した取組みが求められています。

## ■ 基本方針

市民の生命や財産を災害から守り、誰もが安心して暮らせるよう、消防用施設・資機材の年次的な整備や消防・救急体制の充実強化を図るとともに、各種災害を想定した訓練の実施や建物等の防火安全対策の推進、消防団の育成・強化など、市民の自主的な防災活動を促進します。

また、医療機関との連携を強化し、救急搬送体制の確保と救急業務の高度化を図るとともに、一般市民による応急手当の普及等により、救命率の向上を目指します。

## ■ 政策展開の方向

## （１）予防行政の推進

年間計画に基づき、建築物や危険物施設への立入検査を実施し、関係者の意識高揚を図り、建物や設備の安全対策の強化に努めます。

また、市民を対象とした火災予防イベントや防災教室、防火管理者講習会、救命講習を実施するなど防災意識の普及に努めるとともに、一般住宅への住宅用火災警報器の設置に向けた取組みを強化します。

さらには、高齢者等の住宅防火対策として、寝具類等の防災化や住宅用防災機器の普及促進に努めます。

## （２）消防用施設・資機材の整備

防火水槽の設置や各種消防用資機材の計画的な整備・更新を行い、災害現場で活動する消防隊、救急隊、救助隊等の装備の充実に努めます。

また、電波法の改正に伴い、新たな通信連絡体制を確立するため、消防救急無線のデジタル化を推進します。

## （３）消防体制の充実強化

定期的に職員の非常参集・初動対応訓練を行い、災害発生時の円滑な初動を確立するとともに、大規模災害が発生した場合における緊急消防援助隊などの受入体制（受援計画）を整備し、あらゆる災害に即時に対応できる体制づくりに努めます。

また、消防本部、消防署及び消防団等の連携を強化し、より効果的な消防活動を行えるよう、合同訓練を実施します。

## （４）救急救命体制の充実強化

救急救命士の養成を推進するとともに、最新の知識技術の習得や、高規格救急自動車及び高度救命処置資機材の整備充実に加え、ＡＥＤの設置促進と市民への研修の充実に努めます。

また、複雑化・大規模化する災害に対応できる高度な救助技術を習得した救助隊員を養成するため、平時から救助資機材の取扱いや、各種災害を想定した訓練を実施し、救急・救助体制の整備に努めます。

## （５）消防団の強化育成

消防団員を確保するため、地域内事業所との連携により、青年層、女性層を対象とした消防団への参加を促進するとともに、消防団無線等の施設・設備の整備充実による通信連絡体制の確立や団員の教育訓練の充実に努めます。

また、地域の防災力を高めるため、自主防災組織未整備地区における組織づくりを推進するとともに、防災センターを活用した市民の防災意識の啓発や救命講習の開催など、市民の自主的な防災活動を促進します。

## ■ まちづくりの指標

| まちづくりの指標        | 近況値（H23） | 後期目標（H28） |
|-----------------|----------|-----------|
| ①救急講習受講者の普及率    | 8.5%     | 10.0%     |
| ②出火件数（人口1万人あたり） | 4.8件     | 3.0件      |

## ■ 主要な事業例

|                          | 後期  |     |     |     |     | 担 当            |
|--------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----------------|
|                          | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |                |
| 建築物や危険物施設への立入検査の実施       |     |     |     |     |     | 消防組合本部         |
| 高齢者等の住宅防火対策              |     |     |     |     |     | 消防組合本部         |
| 住宅用火災警報器の設置促進            |     |     |     |     |     | 消防組合本部         |
| 消防用施設・資機材の整備             |     |     |     |     |     | 消防組合本部         |
| 消防体制の充実強化                |     |     |     |     |     | 消防組合本部         |
| 消防救急無線デジタル化の推進           |     |     |     |     |     | 消防組合本部         |
| 各施設へのAED（自動体外式除細動器）の設置促進 |     |     |     |     |     | 消防組合本部<br>関係各課 |
| 救急搬送体制の整備                |     |     |     |     |     | 消防組合本部         |
| 救急業務高度化の推進               |     |     |     |     |     | 消防組合本部         |
| 高規格救急自動車・高度救命処置資機材の整備充実  |     |     |     |     |     | 消防組合本部         |
| 消防団員の確保                  |     |     |     |     |     | 消防組合本部         |
| 市民の自主的な防災活動の促進           |     |     |     |     |     | 消防組合本部         |



## 重点目標3 安全な暮らしを守るために

## 暮らしを守る地域安全活動の推進

## ■ 現状と課題

刑法犯の認知件数は減少傾向が見られる一方で、全国的に犯罪の低年齢化や凶悪化、無差別化などが進んでおり、犯罪のない、安全で安心して生活できる地域社会の実現は、市民共通の願いです。

こうした中、本市では、平成20年9月に、「安全・安心都市宣言」を行い、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共通認識のもと、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、関係機関と一体となった地域防犯活動や防犯環境づくりなどを進めてきました。

地域では、各地区の公民館や老人クラブ等による子どもの見守り活動など、市民の自主的な活動が活発に展開されていますが、引き続き、地域の安全体制の強化に努めるとともに、家庭や学校、地域が一体となって子どもたちの安全確保対策を推進する必要があります。また、悪質商法や振り込め詐欺など、高齢者に関わる犯罪、事故を未然に防止するための防犯・保護活動を推進することも求められています。

さらに、様々な緊急事態を想定した、危機管理対策に取り組むことが必要です。

## ■ 基本方針

「安全・安心都市宣言」の理念のもと、子どもからお年寄りまで、全ての市民が安全で安心して生活できるまちを実現するため、警察等関係機関との連携のもと、協働による地域ぐるみの防犯活動の推進など、地域安全体制の強化に努めます。

また、高齢者を取り巻く社会環境の整備や防犯・保護活動を推進するとともに、少年非行防止活動の推進に努めます。

## ■ 政策展開の方向

## (1) 地域安全体制の強化

安全で安心して生活できるまちづくりを進めるため、「安全・安心都市宣言」の理念を踏まえ、市民との協働や関係機関との連携により、暴力の追放運動や地域ぐるみの防犯活動を推進し、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域における防犯などの自主的な地域安全組織の育成と活動を支援します。

また、警察等関係機関や自治会との連携のもと、見守り活動を促進するとともに、防犯灯の設置や維持管理の支援などにより、児童生徒等の安全の確保に努めます。

## (2) 高齢者対策の充実

高齢者に関わる犯罪や事故を未然に防止するため、高齢者を取り巻く社会環境の整備や防犯・保護活動の促進に努めます。

また、地域安全活動への取組みを強化するとともに、悪質商法や振り込め詐欺等による被害を防止するための啓発等を推進します。

## (3) 青少年の非行防止

家庭や学校、地域が一体となった非行防止活動の推進や、非行の早期発見などに努めます。

## (4) 国民保護計画による危機管理対策

外部からの武力攻撃及びこれに準ずるテロ等の緊急事態に対処するため、「国民保護計画」に基づき、国民保護措置を総合的に推進します。

## ■ まちづくりの指標

| まちづくりの指標             | 近況値（H23） | 後期目標（H28） |
|----------------------|----------|-----------|
| ①刑法犯罪認知件数（人口10万人あたり） | 440 件    | 減少        |
| ②防犯灯の設置箇所数           | 4,697 灯  | 4,800 灯   |
| ③自主防犯活動団体数           | 13 団体    | 20 団体     |
| ④光市の治安が良いと思う人の割合     | 80.4%    | 85.0%     |
| ⑤「防犯対策の充実」に関する満足度    | 36.5%    | 40.0%     |

■ 主要な事業例

|                       | 後期  |     |     |     |     | 担 当               |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------------------|
|                       | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |                   |
| 自主防犯パトロール等の実施         |     |     |     |     |     | 生活安全課             |
| 児童生徒の安全の確保（再掲）        |     |     |     |     |     | 学校教育課<br>生活安全課    |
| 暴力追放運動の推進             |     |     |     |     |     | 生活安全課             |
| 地域見守り体制の確立            |     |     |     |     |     | 文化・生涯学習課<br>生活安全課 |
| 地域安全安心情報システムの充実       |     |     |     |     |     | 生活安全課<br>広報情報課    |
| 市民安全安心の日の推進など、安全意識の高揚 |     |     |     |     |     | 生活安全課             |
| 安全・安心都市宣言に係る行動計画等     | 策定  |     |     |     |     | 生活安全課             |
| 被害防止のための意識啓発          |     |     |     |     |     | 生活安全課             |
| 地域安全に関する相談体制の充実       |     |     |     |     |     | 生活安全課             |
| 学校と地域が連携した少年非行防止活動の実施 |     |     |     |     |     | 文化・生涯学習課<br>学校教育課 |
| 国民保護計画の推進             |     |     |     |     |     | 防災危機管理課           |



## 重点目標3 安全な暮らしを守るために

## 人最優先の交通安全活動の推進

## ■ 現状と課題

モータリゼーションが進展する一方で、高齢化の影響により、道路交通を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中、交通事故による犠牲者の数は、災害や犯罪等に比較しても圧倒的に多く、交通安全の確保は、安全で安心な社会を実現していくための大きな要素となっていますが、交通安全意識や交通マナーの欠如が引き起こす重大事故が、大きな社会問題になっています。

本市では、正しい交通ルールや交通マナーを身に付けてもらうため、各年齢層に応じた交通安全教育や、市民、各種団体と一体となった交通安全運動を展開するとともに、警察等関係機関との連携のもと、交通事故多発地点や交通危険箇所への交通安全施設の整備や交通規制の強化等を実施してきました。この結果、人身事故の発生件数は減少傾向にありますが、その一方で、高齢者が被害者になる割合は年々高まっています。

引き続き、高齢者や子どもなど「人最優先」の立場に立った交通安全対策を強化するとともに、人命尊重の観点から、相互理解と思いやりをもって行動する交通安全社会の構築を進める必要があります。

## ■ 基本方針

警察等関係機関との連携のもと、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭や学校、地域における交通安全教育の推進など、交通安全活動の強化に努めます。

また、高齢者や障害者などの交通弱者に配慮した交通安全施設の整備や交差点等の改良の促進など、交通安全対策を強化するとともに、交通事故被害者の救済に努めます。

## ■ 政策展開の方向

## (1) 地域安全体制の強化

市民一人ひとりが交通安全を自らの課題として捉えることができるよう、交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭や学校、地域において、幼児から高齢者まで幅広い市民を対象に、参加、体験、実践型のきめ細かな交通安全教育を推進します。

また、各種交通安全関係団体の活動支援や、指導者の育成・確保に努めるとともに、警察等関係機関との連携のもと、緊急車両の通行を妨げる違法駐車等、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に対して、交通指導に努めます。

さらに、警察等関係機関、事業者等との連携のもと、飲酒運転防止に関する意識の啓発と取締りの強化を促進します。

## (2) 交通環境の整備

道路パトロール等の実施により、交通事故の危険性が高い箇所の把握と点検に努め、必要な安全策を講じます。

また、高齢者や障害者等の交通弱者や歩行者、自転車等利用者の安全を確保するため、信号機、防護柵、カーブミラー等交通安全施設の整備を促進するとともに、歩道の設置や交差点等の改良整備に努めます。

## (3) 交通事故被害者の救済

交通遺児に対する援護の充実に努めるとともに、関係機関との連携のもと、多様化・複雑化する交通事故相談に適切に対応します。

### ■ まちづくりの指標

| まちづくりの指標             | 近況値（H23） | 後期目標（H28） |
|----------------------|----------|-----------|
| ①交通事故死亡者数            | 0人       | 2人以下      |
| ②交通事故発生件数（人口10万人あたり） | 387件     | 360件以下    |
| ③交通安全教室への参加者数        | 4,050人   | 4,200人    |
| ④「交通安全対策の充実」に関する満足度  | 38.5%    | 45.0%     |

### ■ 主要な事業例

|                | 後期  |     |     |     |     | 担 当            |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|----------------|
|                | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |                |
| 交通安全運動の実施      |     |     |     |     |     | 生活安全課          |
| 交通安全教育の充実      |     |     |     |     |     | 生活安全課          |
| 交通安全関係団体の活動支援  |     |     |     |     |     | 生活安全課          |
| 指導者の育成・確保      |     |     |     |     |     | 生活安全課          |
| 交通指導の強化        |     |     |     |     |     | 生活安全課          |
| 道路パトロールの実施（再掲） |     |     |     |     |     | 生活安全課<br>道路河川課 |
| 交通危険箇所等の改善     |     |     |     |     |     | 生活安全課<br>道路河川課 |
| 街路灯の改良         |     |     |     |     |     | 生活安全課          |

### ■ 現状と課題

高度情報化、国際化、高齢化の進展など消費者を取り巻く環境が急速に変化する中、様々な商品やサービスが提供される一方で、誇大広告や悪質商法による被害が急増しています。さらに、食品偽装や架空請求、インターネットを利用した電子商取引による被害など、消費者問題は一段と多様化・複雑化しています。

こうした中、本市では、消費者利益の擁護と消費生活の安定、向上を図るため、平成21年4月に設置した消費生活センターに専門の相談員を配置し、被害者の救済に努めるとともに、ホームページ等を活用した情報提供や出前講座等を通じた啓発活動を進めています。

時代とともに多様化・複雑化が進む消費トラブルに適切に対応するため、引き続き、関係機関との連携のもと、様々な消費者問題に柔軟に対応できるよう相談機能の拡充を図るとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、意識啓発や的確な情報の提供を進める必要があります。

### ■ 基本方針

市民の消費生活の安定と向上を図るため、消費生活センターを中心に、消費生活相談機能の充実など消費者の自立の支援を促進するとともに、生活情報や学習機会の提供など消費者意識の高揚を図ります。

また、消費者団体の育成支援に努め、市民の自主的な活動を促進します。

### ■ 政策展開の方向

#### (1) 消費者の安全・安心の確保

市民の消費生活の安定と向上のため、国・県等の関係機関と協力し、製品や食品の安全・安心に関する情報提供や「食」に関する講座の充実など、消費者の安全・安心の確保に努めます。

## (2) 消費者の自立の支援

市広報や出前講座等を通じて、悪質商法やクーリング・オフ制度など、消費生活に関する情報提供や啓発活動を進めるとともに、消費者教育を受ける機会の拡充を図ります。

また、消費者団体の育成支援を図り、自主的な活動を促進します。

## (3) 消費生活相談の充実

消費生活センターの相談体制等の機能充実や相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、多様化する消費生活相談に適切に対応します。

### ■ まちづくりの指標

| まちづくりの指標         | 近況値（H23） | 後期目標（H28） |
|------------------|----------|-----------|
| ①消費生活に関する研修会等の回数 | 21 回     | 25 回      |
| ②「消費生活相談」に関する満足度 | 22.0%    | 30.0%     |

### ■ 主要な事業例

|                 | 後期  |     |     |     |     | 担 当   |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|                 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |       |
| 消費者啓発活動・指導の実施   |     |     |     |     |     | 生活安全課 |
| 消費者への正確な生活情報の提供 |     |     |     |     |     | 生活安全課 |
| 消費者団体の活動支援      |     |     |     |     |     | 生活安全課 |
| 消費生活センターの機能充実   |     |     |     |     |     | 生活安全課 |